

福祉はぐくみ企業年金基金運用管理規程

(2025年1月8日付変更)

(目的)

第1条 この規程は、福祉はぐくみ企業年金基金の積立金の管理及び運用に関する契約の締結に関し、福祉はぐくみ企業年金基金規約(以下「規約」という。)第81条に掲げる事項を定め、適切な資産の管理及び運用に資することを目的とする。

(運用受託機関)

第2条 規約第80条に掲げる契約を締結した運用受託機関(以下「運用受託機関」という。)については、別表に掲げるとおりとする。

(運用受託機関に対する掛金の払込み及び給付費等の負担)

第3条 運用受託機関に対する掛金の払込み及び給付費等の負担については、別表に掲げる割合とする。

(規程の変更等)

第4条 第2条に規定する事項を変更する場合は、代議員会の議決を経るものとする。

2. 前条に規定する事項を変更する場合は、理事会の議決を経るものとする。
3. 前2項の規定にかかわらず、積立金の安全かつ効率的な運用のために臨時急施を要する場合は、理事長の専決をもって決定することができる。
4. 理事長は、前項の規定による処置を行った場合は、次の代議員会において、これを報告し、その承認を得なければならない。

(資産の額の変更)

第5条 規約第80条の契約に関して、第3条に規定する掛金の払込み及び給付費等の負担以外の事由によって、当該契約に係る資産の額を変更する場合は、理事会においての議決を経るものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、積立金の安全かつ効率的な運用のために臨時急施を要する場合は、理事長の専決をもって決定することができる。
3. 理事長は、前2項の規定による処置を行った場合は、次の代議員会において、これを報告し、その承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和元年5月1日から改正施行する。
3. この規程は、令和2年7月21日から改正施行する。
4. この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。
5. この規程は、令和4年10月25日から改正施行する。

6. この規程は、令和5年2月14日から改正施行する。
7. この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。
8. この規程は、令和5年5月1日から改正施行する。
9. この規程は、令和5年10月1日から改正施行する。
10. この規程は、令和6年1月1日から改正施行する。
11. この規程は、令和6年1月26日から改正施行する。
12. この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。
13. この規程は、令和7年1月8日から改正施行する。

別表

運用受託機関	掛金の払込割合 (%)	給付費等の負担割合 (%)
◎ 第一生命保険株式会社	10	30
富国生命保険相互会社	50	50
日本生命保険相互会社	0	0
太陽生命株式会社	20	20
三井住友信託銀行株式会社	20	0
合計	100	100

(注1) 掛金の払込み及び給付費等の負担について、制度全体の取りまとめ及び規約第80条の規定に基づく契約ごとの取りまとめを行う運用受託機関に◎印を付している。

(注2) オルタナティブ投資を、三井住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社大和ファンド・コンサルティングおよびアセットマネジメントOne株式会社を運用受託機関として行う。

なお、当該契約における取りまとめは、三井住友信託銀行株式会社にて行うものとする。